

CAD・ものづくりサポート科

女性専用コース
受講料無料

平成29年12月期入所生 訓練生募集

11月6日締切

◆訓練期間 平成29年12月1日～平成30年5月31日

◆訓練目標

- ① 2次元CADによる機械・建築の図面作成ができる技能・技術及び知識を習得します
- ② 財務会計、製造業の原価計算及び工場管理部門のサポートができる技能・知識を習得します

◆修了後の就職先

CADオペレータ、CAD設計補助、製造業・建設業の事務部門等

[目標とする資格]

- ・建築CAD検定 3級
- ・日商簿記検定 3級
- ・コンピューターサービス技能評価試験 3級
(ワープロ部門、表計算部門)

昨年度就職率

100%

▼情報活用技術
事務処理に必要な、Word、Excelに関する技能と関連知識を習得



使用ソフト: Word、Excel

▼2次元CAD (建築)

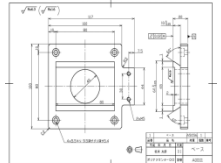
CADの基本操作、平面図作成など、建築図面の作成に関する技能を習得



使用ソフト: Jw_cad

▼2次元CAD (機械)

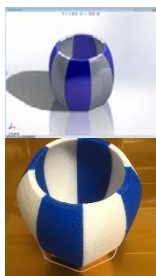
CADの基本操作、部品図面作成など、機械図面の作成に関する技能を習得



使用ソフト: AutoCAD

▼3次元CAD 及びCADデータ活用

3次元CADによる部品作成技術と、3Dプリンタによる試作品の製作



使用ソフト: SolidWorks

▼財務会計 実務

取引処理、現金管理や固定資産の管理、減価償却の方法などを習得



▼製造業の 原価計算

製造業における原価計算及び原価管理について習得



◆修了生の声◆

販売の仕事辞め、事務職を考えていたところ、CADものづくりサポート科をハローワークで勧められました。事務職といっても、経験がないため不安でしたが、PCスキルやCADによる図面作成、簿記など、事務職に必要なスキルを身に付けることができると思い、応募しました。

女性専用コースということもあり、クラスの雰囲気も良く、わからないところは先生方に質問しながらスキル向上に努めました。事務職での就職活動に不安もありましたが、多くの知識やスキルを身に付けたことで自信につながりました。現在は、建築関連の事務職として働いており、学んだことを活用しながら、CADによる図面修正や事務処理を行っています。

問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高知職業能力開発促進センター

TEL: 088-832-0447

(ポリテクセンター高知)

〒780-8010 高知市棧橋通四丁目15-68

平成29年12月期

募集要項

CADものづくりサポート科

訓練について

訓練期間	(6ヶ月間) 平成29年12月1日(金)～平成30年5月31日(木)
訓練時間	9:10～15:40(就職支援等により、16:35分終了となる日があります。)
定員	15名
受講対象者	求職活動中で再就職の意欲が高く、公共職業安定所長の受講指示又は推薦を受けることのできる方 訓練修了後、早期に就職可能な方

募集・選考について

募集期間	平成29年10月16日(月)～平成29年11月6日(月)	
申込先	住所を管轄する公共職業安定所の職業相談窓口	
	必要書類等	受講申込書(用紙は、公共職業安定所にあります)、雇用保険受給資格者証、写真(40mm×30mm)、認め印、その他公共職業安定所長が指定した書類
選考会	平成29年11月13日(月)	
	日時	高知公共職業安定所で申し込みをされた方 (午前の部) 受付 8:45～9:00 選考 9:00～ (午後の部) 受付 13:00～13:15 選考 13:15～ ※午前・午後の別については職業訓練相談窓口でご確認ください。
	日時	香美、いの、安芸、須崎、四万十の各公共職業安定所で申し込みをされた方 受付 13:00～13:15 選考 13:15～
	場所	高知職業能力開発促進センター 本館2階研修室
選考方法	面接、筆記(基礎学力) 応募者多数の場合は面接に時間がかかる場合もあります。	
合否発送日	平成29年11月17日(金)	本人自宅宛に郵送にて通知します。 ※到着は翌日以降になりますのでご了承ください。

入所について

入所式	日 時	平成29年12月1日(金)
	場 所	高知職業能力開発促進センター 本館2階研修室
入所経費	受講料は無料です。但し、テキスト代等として概ね20,000円程度必要です。	
その他	駐車場の台数に限りがありますので、高知市内(春野・鏡・土佐山・久重地区は除く)にお住まいの方は、公共交通機関をご利用ください。	



★お知らせ

- 雇用保険を受給できない求職者(受給が終了した方を含む)の方で、一定の要件を満たす方は、公共職業安定所長の支援指示を受けて『職業訓練受講給付金』を受給することができます。
- 職業訓練受講給付金を受給するためには、訓練受講中に公共職業安定所(ハローワーク)の指定する日時に来所し、就職支援を受ける必要があります。(注:来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。)
- 本コースの指定来所日は 1月 5日(金)、2月 5日(月)、3月5日(月)、4月 5日(木)、5月 7日(月)、6月 4日(月)の6回です。